**「刺網漁業の許認可方針改正（素案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和７年８月15日（金曜日）から同年９月16日（火曜日）まで
* 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
* 募集結果：３名から４件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの０件）

いただいたご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No． | 意見等の内容 | 大阪府の考え方 |
| １ | 改正の理由として、「改正については、大阪府漁業協同組合連合会の刺網漁業管理部会長より、刺網の操業時間の変更について要望書の提出があり、その内容について審査したところ、支障ないものと認められることから、許認可方針の改正を行うもの」とのことですが、どのような要望書が出されたのか、わからないので、パブコメで意見を言えないです。また、府知事が審査した内容についても、公開してください。 | 今回の変更については、冬季にあたる12月1日から3月31日までの間の操業時間を「翌日８時」から「翌日９時」に１時間延長するものです。現状では、翌日の８時までに海の中に入れた網の引き上げを完了することが必要となっておりますが、引き上げには時間を要し、特に冬季は暗がりの時間帯での従事となることから、安全操業の確保のために漁業者から要望があったものです。これを受け、大阪府としては、漁場利用及び資源管理において支障がないと判断したものであります。 |
| ２ | 操業時間の変更とのことですが、新旧対照表がなく、府民へのパブコメでは意見しようがないです。漁師向けのパブコメでしょうか。 | 新旧対照表でありませんが、改正の概要において、現行と改正後を記載し、また、改正後の中で、変更部分を下線付きで記載しております。このバブリックコメントは広く府民に実施しているものであります。 |
| ３ | 刺網漁業の操業時間を細分化して規定することは、資源保護や乱獲防止の観点から有効と考えます。ただし、今後は気候変動等による漁期の変動も想定されるため、科学的な資源調査の結果を踏まえて柔軟に見直せる仕組みを設けるべきです。 | いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ４ | 大阪湾においての刺網漁業については、魚が網に頭をつっこんで、えらまでかかり、早期に漁獲選別の上、深さや海水温にもよるが、できれば、全個体魚のぬめりの少ないように、常に海中を意識して、冷出荷をしなければならない。以下サンマ棒受網漁業、機械的にはトロール、漁業許可の厳しいはえなわ、全漁業皆に地引き網等。しかしながら、一般的に知られていない漁方法等、漁業者の特異的な秘密もあり、資源管理、少しの努力の、刺し網漁法においては、できるだけ魚種の選別、仕かけから捕獲迄の時間の適切なものが、許可の利益の努力義務と考えます。浜特有の施設を持っている者など、魚種捕獲を考慮、時期的なものを許可に考慮して、その魚種による資源連鎖（れんさ）も動向を知的考配慮（はいりょ）すべきであると思います。 | いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 |